

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

子どものオンラインゲームのトラブルに注意 クレジットカード管理徹底を！

事例

カード会社から届いた利用明細で、身に覚えのない8千円の請求があった。カード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料金で、翌月請求分も約11万円あると言われた。驚いて孫に聞くと、ゲームの利用について友達に教えてもらい、無断でカードを持ち出して使ったことを認めた。孫の話では年齢を11歳にしたらゲームができないので、20歳以上の数字を入力したとのことだった。孫は「高額な請求になるとは思わなかった」と言っている。

(契約当事者 11歳 小学生)

子どもが保護者に無断でクレジットカードを使ってオンラインゲームのアイテムを購入してしまい、高額なお金を請求されるといふトラブルが増えています。子どもがクレジットカードで決済をした場合であっても取り消し、返金手続きが困難であることが多く、注意が必要です。子どもはクレジットカードの仕組みを理解していません。カード決済の手続きを行ってしまいます。一方保護者はゲーム利用料金のクレジットカード決済の仕組みを十分に理解していないため、トラブルが発生していると考えられます。

【アドバイス】

- ◆ 親子でゲームについて確認し、話し合う
- ・遊ぶ前にスマートフォンやゲーム機の機器や仕組みについて確認する。
- ・子どもが遊んでいるゲームが、無料なのか、有料なのか再確認する。
- ◆ 保護者はクレジットカードの管理について、注意する
- ・利用明細を毎月必ず確認する。

「牛久のわん・にゃんこ」



黒岩家(牛久町)の“ももちゃん”(シー・ズー/メス/8歳)

一歩外に出ると人見知り、犬見知りが激しく、よその人や他家の犬に出会うと、逃げるように速足で通り抜けるほど内気な女の子です。

※掲載希望の方は、環境政策課(☎内線1562)か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソード(100文字程度)を添えて郵送または、Eメール(kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

【応募先】 〒300-1292牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課
「牛久のわん・にゃんこ係」

ドッグラン市民無料開放日 2月5日(水)・9日(日)・26日(水)

問 ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5) ☎886-6616

※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。

※利用条件など、詳しくはツインギー・アンド・パラダイスへお問い合わせください。

飼い主の方へ

市内で犬や猫が捨てられる例が多く見られます。

犬や猫などの愛護動物を捨てる行為には、動物愛護法により100万円以下の罰金が科せられます。大切な命です。責任を持って飼育しましょう。

問 環境政策課 ☎内線1562